

## 監 事 監 査 報 告 書

学校法人 北 上 学 園

理 事 会 ・ 評 議 員 会      御 中

私たち学校法人北上学園の監事は、令和7年4月1日改正前 私立学校法第37条第3項及び令和7年2月21日岩手県知事変更認可前 学校法人北上学園寄附行為第18条の定めに基づき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における同学校法人の業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況を監査いたしました。

つきましては、その結果を下記のとおり報告いたします。

### 1 監査方法の概要

監事は、理事会及び評議員会などに出席するほか、理事などから事業の報告を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧するとともに、業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況について調査を行いました。また、会計監査人と連携し計算書類について検討を加えるなど、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

### 2 監査の結果

- (1) 資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い、法人の財産及び資金収支・事業活動収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 業務の執行に関しては、不正の行為はなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。

令和7年5月9日

学校法人 北 上 学 園

監 事 菊池 隆

監 事 福田 竜也